

特許法第102条 1 項但書き(推定の覆滅)について --装身具用連結金具事件--

小松法律特許事務所 知的財産事例研究会 弁護士 川端 さとみ

(東京地判平成26年3月20日・平成23年(ワ)第36583号)

第1 はじめに

本判決は、特許法102条1項に基づく損害賠償請求につき、同項但書きに基づく推定の覆滅を一切認めず、原告(独占的通常実施権者)が主張した損害額(4234万4392円)に弁護士費用423万4439円を加えた合計4657万8831円を全額認容した。102条1項の推定の場面では、とりわけ価格差や他の競合品の存在が同項但書の推定の(一部)覆滅事由として斟酌されるのが裁判例の趨勢である中、本判決は、被告が競合品の存在及び侵害品の価格の低さを推定覆滅事由として主張したにもかかわらず、いずれも採用せず、推定の覆滅を認めなかったことが注目される。

本件では、技術的範囲の属否、記載要件不備の無効事由の有無も問題となったが、推定の覆滅を一切認めなかった事例はそれほど多くないことから、本稿では、損害論に焦点をあてて取り上げることとする。

第2 事案の概要

本件の原告は、特許第4046170号の独占的通常実施権者であり、同特許権は、装身具用連結金具についての特許権(以下「本件特許権」という。)である。本件特許権に係る発明(以下「本発明」という。)は、オス金具をメス金具に挿入するだけでネックレス等の環状装身具の連結ができ、又、メス金具の一端を押圧するだけで開放ができるため、装着時における操作性が非常に容易であり、構造が簡単でその組み立ても容易であり、ひいてはコスト的にも低価格となる装身具用連結金具に関するものである。

原告は、装身具等の製造及び販売等を目的とする株式会社であり、宝飾パーツの製造を目的とする株式会社である特許権者の営業部門を分離して設立された。被告は貴金属製品の製造及び販売等を目的とする株式会社であり、装身具用連結金具(以下「被告製品」という。)を平成21年2月23日から同22年12月31日までに10万0034個販売した。

原告は、被告製品が本件特許権に係る発明の技術的範囲に属し、その販売が本件特許権につい